

別表

国実施要綱に基づいて実施する取組

分野	メニュー	東日本大震災農業生産対策交付金交付率	宮城県農業生産早期再興対策事業交付率	交付率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
推進事業	(1) リース方式による農業機械等の導入	1 / 2 以内	東日本大震災農業生産対策交付金補助対象事業費に補助率4分の1を乗じた額以内	3 / 4 以内	1 補助金の交付決定を受けたものの交付額の変更	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
	イ 農業機械					
	ロ 園芸用施設					
	ハ 牛肉保管等施設					
	(2) 鳥獣被害防止総合対策	定額又は1 / 2 以内	—	定額又は1 / 2 以内		
	(3) 生産資材の導入等	1 / 2 以内	東日本大震災農業生産対策交付金補助対象事業費に補助率8分の1を乗じた額以内 ただし 種苗（償却資産となるものを除く）、肥料（たい肥、液肥、葉面散布剤等含む）、農薬、培土、土壌改良資材等の消耗品は補助の対象としない	5 / 8 以内		
	イ 水稻育苗関係					
	ロ 水稻生産資材関係					
	ハ 園芸生産資材等関係					
	ニ 果樹植栽用資材関係					
	ホ 飼料種子・生産資材関係	—	1 / 2 以内			
	(4) 放射性物質の吸収抑制対策	定額	—			
	(5) 農地生産性回復に向けた取組	定額	—			
(6) 低コスト・省力化技術等の導入支援	定額	—				

別表

国実施要綱に基づいて実施する取組

分野	メニュー	東日本大震災農業生産対策交付金交付率	宮城県農業生産早期再興対策事業交付率	交付率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
産地競争力の強化	(7) 品目転換等に係る試験栽培及び販路開拓への支援	定額		定額		
	(8) 大豆の複数年契約販売の促進	定額とし数量60kg当たり4,000円を乗じた額	—			
	(9) 水田二毛作体系等の技術実証	定額とし、助成額は次の算式によるもの。 「助成額」＝「助成単価」×事業に取り組む農地の面積 助成単価は1ha当たり15万円以内とする。	—			
	(10) 農業生産工程管理（GAP）の導入	定額	—			

別表

国実施要綱に基づいて実施する取組

分野	メニュー	東日本大震災農業生産対策交付金交付率	宮城県農業生産早期再興対策事業交付率	交付率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
整備事業	(1) 耕種作物小規模土地基盤整備	事業費の1/2以内	農業用施設等の整備については東日本大震災農業生産対策交付金補助対象事業費に補助率4分の1を乗じた額以内、ただし100,000千円を上限とする。 農業用施設等の修繕については東日本大震災農業生産対策交付金補助対象事業費に補助率8分の1を乗じた額以内、ただし100,000千円を上限とする。	3/4以内 又は5/8以内	1 補助金の交付決定を受けたものの交付額の変更	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
	(2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備	事業費の1/2以内				
	(3) 耕種作物共同利用施設整備	事業費の1/2以内				
	(4) 畜産物共同利用施設整備	事業費の1/2以内				
	(5) 鳥獣被害防止施設	事業費の1/2以内 事業費の11/20以内 定額	—	事業費の1/2以内 事業費の11/20以内 定額		

別表

国実施要綱に基づいて実施する取組

分野	メニュー		東日本大震災農業生産対策交付金交付率	宮城県農業生産早期再興対策事業交付率	交付率	重要な変更	
						経費の配分の変更	事業の内容の変更
経営力の強化	整備事業	(1) 経構対策関係施設	事業費の1/2以内	<p>農業用施設等の整備については東日本大震災農業生産対策交付金補助対象事業費に補助率4分の1を乗じた額以内、ただし100,000千円を上限とする。</p> <p>農業用施設等の修繕については東日本大震災農業生産対策交付金補助対象事業費に補助率8分の1を乗じた額以内、ただし100,000千円を上限とする。</p> <p>なお、平成23年度東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱等に基づいて実施する取り組みに限る。</p>	3/4以内 又は5/8以内	1 補助金の交付決定を受けたものの交付額の変更	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更